

令和3年度兵庫県障害福祉審議会不服審査部会議事概要

- 1 日 時 令和3年8月10日(火) 午後1時30分～3時30分
- 2 場 所 県庁1号館1階A会議室
- 3 審議事項 H30-10号
- 4 概要

(1) 審議内容

平成31年3月20日付け審査請求について事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

[審議結果]

平成31年3月20日付け審査請求は認容すべきである。

[理由]

- 本件処分の手続きは、問題ない。
- 本件処分内容は、当初、就労継続支援の対象者である「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」と判断して、支給決定を行っており、その決定を取り消すのに、給与収入だけで判断したことについて、十分な理由が認められない。従って、本件処分内容は適切ではない。

(2) 補足事項

支給決定の取り消しや支給決定をしないと判断するときは、働けるかどうかという障害の状況等の実態を勘案したうえで判断するのが、市町の責任であるという意見があった。